指定事業者等 指定時研修



池田市・箕面市・豊能町・能勢町広域福祉課





次第

指定パート

- 1. 障がい福祉サービス等情報公表制度に係る手続きについて
- 2. 業務管理体制の届出について
- 3. 事業開始後の事務手続きについて
 - ・変更届について
 - 大阪府国民健康保険団体連合会研修について

<u>指導パート</u>

- 1. 指定障がい福祉サービス等事業者の適切な事業運営について
- 2. 障がい者虐待の防止について



指定パート 説明に使用する資料

- 動画説明資料
- ・①障がい福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内
- ・②業務管理体制の整備と届出が義務化されています
- ・ ③指定後の注意事項【居宅介護、重度訪問介護、同行援護】
- ・ ④大阪府国民健康保険団体連合会研修について
- ⑤介給届、体制等状況一覧表(居宅介護)

ダウンロード先:

https://www.city.minoh.lg.jp/kouikifukusi/2512syougaihukusisa-bisusitei.html



1. 障がい福祉サービス等情報公表制度に係る手続きについて



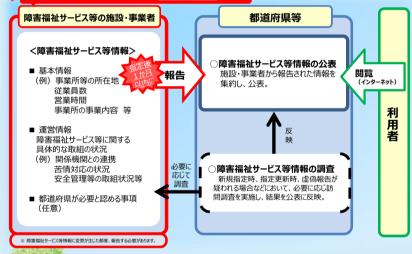


障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内

平成30年4月に障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質な サービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっていました。
- このため、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、平成28年5 月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、① 事業者に対して障害 福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、② 都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設しました。

・ 障害福祉サービス等情報を都道府県等に報告する義務があります。



○ 下記サービス(基準該当サービスは除く)の指定を受けている事業者及び当年度中に新規指定を受けてサービスを提供しようとする事業者が報告の対象となります。

or observed an					
1.居宅介護	6.生活介護	11.自立訓練(生活訓練)	16.就労定着支援	21.地域相談支援(定着)	26.放課後等デイサービス
2.重度訪問介護	7.短期入所	12.宿泊型自立訓練	17.自立生活援助	22.福祉型障害児入所施設	27.居宅訪問型児童発達支援
3.同行援護	8.重度障害者等包括支援	13.就労移行支援	18.共同生活援助	23.医療型障害児入所施設	28.保育所等訪問支援
4.行動援護	9.施設入所支援	14.就労継続支援A型	19.計画相談支援	24.児童発達支援	29.障害児相談支援
5.療養介護	10.自立訓練(機能訓練)	15.就労継続支援B型	20.地域相談支援(移行)	25.医療型児童発達支援	



障害福祉サービス等情報の報告手順について

障害福祉サービス等情報の報告については、「障害福祉サービス等情報公表システム」をご利用ください。

- このマークは、障害福祉サービス等情報公表システムで事業者が行う手続きを示しています。
- 🚃 事業所を所管する都道府県等に法人・事業所基本情報を報告してください。
- 都道府県等担当者が、情報公表システムに法人の基本情報等を入力します。
- (※) 平成29年度以前に指定を受けた事業者で、事業者の基本情報が既に登録されている事業者宛てには、情 報公表システムよりID等を平成30年5月8日に通知しています。もし、事業者宛てにID等が届いていない場 合は、下記お問合せ先までご連絡ください。

手順2

- 情報公表システムより、ログイン I D・パスワードが通知されます。
- ID等を用いて情報公表システムにログインし、事業所詳細情報を入力してください。

手順3





- 🗫 入力内容を確認後、都道府県等へ報告します。
- 都道府県等担当者が、申請内容を確認し、以下の手続きを行います。
 - ・ 内容に不足等があれば、差し戻します。 🕞 (修正の上、再度報告します。)
 - 内容に特段問題がなければ、承認します。

※ 障害福祉サービス等情報に変更が生じた都度、報告する必要があります。

- 都道府県等による承認後、報告内容がWAM NETに公表されます。
- (※) 平成30年9月末に全国一斉に公表されました。

☆ 大阪府からの障害福祉サービス等情報公表制度に関するお知らせをご確認ください。

大阪府 障害福祉サービス等情報公表制度



資料を掲載していますので、是非ご活用ください。

https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/

お問い合わせ先:

〒540-0008 大阪市中央区大手前三丁目 2-12 府庁別館 1 階 大阪府 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 Tel 06-6944-9174



2. 業務管理体制の届出について

指定事業者の皆様へ

業務管理体制の整備と届出が義務化されています

平成24年4月1日から、障がい者(児)施設・事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事務所又は施設の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を開係行政機関に届け出ることとされました。

また、平成27年4月から、事業所又は施設の所在地が一の指定都市(大阪市又は堺市) の区域にのみ所在する場合は、「届出先」はそれぞれ指定都市(大阪市又は堺市)となりました。 さらに、平成31年4月からは、事業所又は施設の所在地が一の中核市の区域にのみ所 在する場合は、「届出先」はそれぞれの中核市とかります。

※ただし、障がい児入所施設については、法人が同一の指定都市のみで運営している場合は、「届出先」が大阪市又は堺市となります。

なお、届出は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

1. 事業者が整備する業務管理体制

(総書者総合支援法第引 条の 2、第 51 条の 31、児童福祉法第 21 条の 5 の 26、第 24 条の 19 の 2、第 24 条の 38、総書者総合支援法施行規則第 34 条の 27、第 34 条の 61、児童福祉法施行規則第 18 条の 37、第 25 条の 23 及び 25 条の 8)

事業所等の数 : 1以上20未満	事業所等の数 : 20以上100未満	事業所等の数: 100 以上
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
	法合遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
		自主監査の実施

2. 業務管理体制の整備に関する事項の届出先(所管)

(韓宮茶給合支援法第51 条の 2, 第51 条の 31, 児童福祉法第21 条の 5 の 26, 第24 条の 19 の 2, 第 24 条の 38, 博宮茶総合支援法施行規則第 34 条の 28, 第 34 条の 62, 児童福祉法施行規則第 18 条の 38, 第 25 条の 23 の 2 及び 25 条の 26 の 9)

区分	届出先(所管)
指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省 (社会・接護局障害保健福祉部 企画課監査指導室)
特定相談支援事業又は障がい児相談支援事業のみを行う事 業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する 事業者	市町村長 (障がい福祉担当課)
事業所又は施設の再在総が一の指定都市(大阪市又は集市) 又は中様市(高層前、東大阪市、豊中市、 放方市、 八尾市又 以接線川市)のみの区域にのみ原在する事業者 寮ただし、前がい男人所施設については、 法人が同一の指定 都市のみで運営している場合は、 「届出先」が大阪市又は堺 市となります。	指定都市:大阪市又は堺市 中核市:高槻市、東大阪市、豊中市、 枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市 (籐がい福祉担当線)
上記以外の事業者	大阪府知事 (福祉部 障がい福祉室 生活基 盤推進課 指定・指導グループ)

※大阪府知事あての届出様式等は、下記ホームページからダウンロードできます。

指定障がい福祉サービス事業者等及び指定障がい児通所支援事業者等の業務管理体制の整備に関する 届出について

http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/gyoumukanritaisei2.html

大阪府トップページ
▶福祉・子育で
▶降がい児・降がい者
▶降がい福祉等の総合案内

▶事業者・施設の方へ
業務管理体制の届出について

よく寄せられる質問

- Q 法人代表者を変更した場合は業務管理体制の変更届が必要か。
- A 法人代表者を変更した場合は業務管理体制の届出事項となりますので、障がい福祉サ ービス事業者の変更届とは別に、業務管理体制の変更届をお願いします。
- Q 既に障害者総合支援法上の業務管理体制の届出は行っている。今回、児童福祉法に 基づく事業所の新規指定を受けたが、届出は必要か。
- A 必要です。

届出は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

- Q 同一建物(敷地)にて、居宅介護と重度訪問介護事業所を運営している。その場合の事業所数の数え方は1で良いか。
- A 事業所の教え方はサービス教で教えますので、居宅介護と重度訪問介護を運営していれば事業所数は「2」となります。(児童福祉法に基づく放課後等デイサービスと児童発達支援についても「2」となります。)
- Q 事業所の追加開設や事業廃止に伴い所管が変更になるが、変更に関する届出はどの ように対応すれば良いか。
- A 業務管理体制届出書(様式7号もしくは11号)の項目1~6に必要事項をご記入いただき、所管変更前の行政機関と所管変更後の行政機関に送付してください。

【お問い合わせ・ご郵送先】 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 指定・指導グループ TEL 08-6941-0351 (内線: 2482)





指定を受けた後、事業を運営する中で、指定権者である広域福祉課に 提出しなければならない変更が生じたとき、

- 「どういった変更が生じたときに変更届が必要なのか」
- 「ホームページのどこを見たらよいか」
- 「提出書類は何か」
- 「提出締切はいつか」
- 「加算の相談等はどこに電話すべきか」

といった事項について説明します。



- ・変更届について
- ▶<u>「指定障害福祉サービス事業者等の指定等(申請関係)ページ」への</u> アクセス方法
 - ・検索エンジンで「**箕面市 広域福祉課 障害福祉サービス**」と入力します。





・変更届について

▶「指定障害福祉サービス事業者等の指定等(申請関係)ページ」へのアクセス方法

・指定障害福祉サービス事業者等の指定等(申請関係)の「変更等届出関係」

を選択してください。





- ・変更届について
- ▶<u>「指定障害福祉サービス事業者等の指定等(申請関係)ページ」への</u> アクセス方法

・【変更届等提出の際の注意事項】の該当サービスを選択すると変更届の提出書

類を確認できます。





		条関		_					_											
		指	定障	害	福子	ik -	サ・	- E	Z	事多	栗 者		変		更	,	爾			
		指	定	障	害		者	支	援	施	設		_		^					
															年		月		日	
007	市長 (町長)	棟			届出	者	2	E たる 所 : 表者の	在	地称										
障	害者の日常生活	舌及て	社会生	活る	総合	的	こ支	援する	5 <i>†</i> =8	りの法	律 {		46条9 46条9		>	の規	定によ	. 9、	次の	
欠のと	ヒおり指定のP	容を	変更し	t=0	で、	届	ナ出	ます。												
,	定内容を 共同生活:	爰助	にあ	2	ては		月月	f i	Œ	称地	2 7									
l	主た	る	事	_	業	所	J	業(り種	_		707		_		rth	nto			4
1	変更力 事業所 (施設)		た事項	ŧ			+	(変更)	tfr)	変		更		の		内	容			+
2	事業所 (施設)							(ZZI	,											
3	申請者の名称																			
4	申請者の主たる	事務	折の所在	地																
5	申請者の代表名																			
6	定款等及びその! 定に係る事業に	記事は	証明書又	法条件	等(当)	支指	-													
7	※「定款等」は 提供する障害	大労経を	表接A型 ーピスの	事業所 種類:	世びに1	*														
8	者又は施設の 指定障害福祉 ⁴	経設の: ナービ	名称及び ス事業者	所在: 又は:	也 旨定障?	者														
9	支援施設の別 委託により提供			福祉	ナービ	ζ	-													
10	の種類及び事態 事業所の建物の 設備の概要			平面目	国並びに	=	-													
11	管理者の氏名、	経歴	及び住所																	
12	サービス提供」				及び住F	if	-1	(変更	後)											1
13	サービス管理:	任者	の氏名、	経歴		if														
14	運営規程						7													
15	事業所の種別 別)	(併設	型・空床	型・1	₩型(D	-													
16	研 併設型及び単列 (利用定員) 3 の入所者の定列	スは空川																		
17	協力医療機関2 及び診療科名3	び協	カ歯科医 当該協力	療機! 医療!	間の名和 表開等。	本														
18	の契約の内容 障害者支援施証 体制の概要	等と	の連携体	制及1	び支援の	D	-		eto c		L obe 2 *	99.6	i# -	- v- ·	III 544	/= #1 ·=	iam ubr •	NTC C		
19	提携している? 関の名称	共職	業安定所	その1	也関係も	ē.	-	ス提	供責	任者(の増減	或がま	ろった	際は	, Ξσ	辺に	介護保	険法や		
20	併設する施設: 概要	(ある)	場合、当	該併記	9施設の	0		(1	D利用	用者数		月の	1ヶ月	平均	の以	下項目	を記載	する		
21	同一敷地内にお	る入	听施設及	び病師	党の概要	Ę		(2	②従事	者数	[19.4# 0	共用用								Ш
22	その他						Δ.		<i>yy</i> -		IJE IJY.	-7 (E)								!
	変 更	年	月		H		1						年		月		日			4
	変 更		理		шh															

障害者総合支援法等に基づく変更届連絡票(全サービス共通)

<u>太線枠内に必要事項を記載</u>し、該当項目のチェックポックス欄にチェックマーク「☑」を入れて、変更届と 一輪に提出してください。

受 付 3	新 查 入 力 寄 <u>杏</u>	事業所	斤番号	2	7		1	T	Τ	Τ
事業所名		連絡先	TEL		()			
担当者名		進粉允	FAX		()			
変更内容	□管理者 □サービス提供責任者 □法人代表者等 □専用区画等		ビス管理	責任	Ξŧ	Ť	運	営規	程	

●チェックリスト

区 分	内 容	チェック	審査
提出方法	変更届提出書類一覧で来庁・郵送を確認しましたか。		
添付書類	変更届提出書類一覧で添付書類を確認しましたか。		
	変更内容を「変更の内容」欄に記載しましたか。		
変更届	変更年月日を記載しましたか。(変更の事実の発生日)		
	届出年月日を記載しましたか。(届出書類を発送した日)		
付 表	変更のあった箇所に変更内容を記載していますか。		
資格証・証明書の写	法人代表者名で原本証明したものですか。		
控え書類	コピーして控え書類として保管していますか。		
返信用 定形射筒(返信 用切手貼付) 【※希望者のみ】	受付けた変更届について、収受印を押印した変更届受付票をお送 りします。		

植正の有無 (有・集) (植正内容) 処理完了 月 日 ・連絡票 - 変更届 ・付表 ・経歴書 ・資格証 ・組織体制図 ・勤務表 ・連窓規程 ・役員等名簿 ・事業所一覧 ・超歴事項全部証明書 ・密約書 ・写真 ・平回

※届出を受付けた場合は、下記の受付票を返信用定型封筒に入れ返送します。 【希望者のみ】

障害者総合支援法等に基づく変更届受付票 (全サービス共通)

収受印 担当

下記内容の変更届を受付けました。

事業所番号	27	事業所名		
変更内容	□管理者 □サービス □法人代表者等 □専]サービス管理責任者 :の他	口運営規程

【通	言欄】			
		内	容	



指定後の注意事項【居宅介護、重度訪問介護、同行援護】

重要

1.変更届について

- ・届出の期限は変更日から10日以内となっていますが、できるだけ事前に届け出てください。
- ・なお、「通院等乗降か助」「特定事業所加算」、「福祉・介護職員へ遇改善加算」又は「福祉・介護職員等特定 処遇改善加算」の増額となる変更については、毎月15日までに届出があった場合は翌月1日から、それ以 降翌月15日までに届出があった場合は、翌々月1日からの変更となります。

ただし、「福祉・介護職員処遇改善(特別) 加算」又は「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の算定を新 たに開始する場合は、2ヶ月前の末日までに届出が必要となります。

- (注1) 現在、事業中の事業所で、法人を変更して(別法人)事業を継続する場合は、変更届ではなく新規申請の扱いとなり、新法人は事前協議からの手続きが必要となります。
- また、事業中の法人は、廃止する日の1ヶ月前までに廃止届を提出する必要があります。 (注2) ①届出方法が【来庁】となっている場合は、事前に電話等で日時を予約のうえ持参してください。た
 - だし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、【郵送】での対応に変更する場合があります。 届出方法が【郵送】となっているもの以外は郵送による受付はできません。
 - ②2種類以上の届出のうち、一つの事案が【来庁】となる場合は、すべて予約のうえ【来庁】して一括で届け出てください。

■提出書類

- (1) 変更届(様式第3号)
- (2) 郵送の場合:変更届連絡票 ※受付票の返送を希望される場合は返信用封筒(84円切手を貼付し返送先を明記したもの)を同封してください。
- (3) 上記以外の添付書類:下記1~10の変更する事項ごとに異なります。

「変更届(様式第3号)」「変更届連絡票」「付表1」「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」「福祉・介護職員処遇改善(特別)加算関係様式」「福祉・介護職員等特定処遇改善加等関係様式」は広城福祉課のホームページの、それ以外の必要な様式等は<u>太阪府ホームページの</u>新規指定関係書類について(変更等含む)からダウンロードしてご使用ください。

各様式の記載例を参考に、記入漏れや記入誤りのないようにしてください。

先ほどご説明した 基本事項です。

変更届(様式第3号) と連絡票以外の必要書 類は「添付書類」を確 認してください。

変更届提出書類一覧

$\overline{}$	変更する事項	添付書類	留意点
2	東要子の事項 事業所の名称 [郵送] ・事業所の所在地の変更 [集庁] ・専用区画の変更 [郵送]	添付書類 - 指定に係る記載率項(付表 1) - 確常規程 - 指定に係る記載率項(付表 1)…① - 通常規程…② - 事業所の平面図 (専用に動の変更の場合は変更前と変 更後の平面図) - 事業所内外の写真(専用区画の変更の場合は変更前の写真の場合の第一個形面の変更の場合の第一個形面の変更の場合は変更	留意点 ・事業所の連絡先(電話番号等)にも変更がある場合は、変更届出書にその旨記載してください。 ・専用区画のみ変更の場合は、充記①・⑥は不要。 と記②は、格秘後も適用と
		場では及支側がジラ料) ・案内図…。 ・損害賠償発生時の対応方法を明示する 書類…④	・公元のは、や極なも適用と なる旨がわかる書類。(異 動届等) ※市(町)外へ移転する場合、 指定権者が変わりますの で、廃止⇒新規 となりま す。 (平成26年4月1日より)



(介給届)

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

令和 年 月 日

様 届出者 (主たる事務所: 名称: 名称: 代表者の靴・氏名:

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

-	事	業	所	番	号		-	2	Ι	7						Τ		T			l
± ()	た施	お設)	事の	業名	所称		フリカ	†;					 			 		 	 	
事:の		所所	(施在	設) 地	96	便	番		大	阪	府)	1					

_				_												
	及び同一	業所の 所在地! 等の	こおい	τ	実施 事業			異動等	等の区	分			5	異動年.	月日	
介	居 :	电介		護		1	新規	2	変更	3	終了	令和		年	月	В
ı	重 度	訪問	介	護		1	新規	2	変更	3	終了	令和		年	月	В
ı	同 :	行 拼	ŧ	護		1	新規	2	変更	3	終了	令和		年	月	B
護	行	助接	ŧ	護		1	新規	2	変更	3	終了	令和		年	月	B
ı	療	養 介		護		1	新規	2	変更	3	終了	令和		年	月	日
給	生	活 介		謎		1	新規	2	変更	3	終了	令和		年	月	В
PCI	短言	期 入		所		1	新規	2	変更	3	終了	令和		年	月	В
ı	重度障	害者等包	括支	援		1	新規	2	変更	3	終了	令和		年	月	B
付	施設	入所	支	援		1	新規	2	変更	3	終了	令和		年	月	B
Г	自立訓	練(機能	訓練)		1	新規	2	変更	3	終了	令和		年	月	B
훼	宿泊	型自立	111	練		1	新規	2	変更	3	終了	令和		年	月	B
練	自立訓	練 (生活	訓練)		1	新規	2	変更	3	終了	令和		年	月	日
1	就 労	移行	支	援		1	新規	2	変更	3	終了	令和		年	月	В
等	就労継	続支援	(A 型)		1	新規	2	変更	3	終了	令和		年	月	B
ı	就労継	続支援	(B型)		1	新規	2	変更	3	終了	令和		年	月	В
給	就 労	定着	支	援		1	新規	2	変更	3	終了	令和		年	月	В
付	自立	生 活	接	助		1	新規	2	変更	3	終了	令和		年	月	B
ľ	共 同	生 活	摄	助		1	新規	2	変更	3	終了	令和		年	月	B
地(目談 多行支	支援	援)		1	新規	2	変更	3	終了	令和		年	月	B
地(目 談 定着 支	支	援)		1	新規	2	変更	3	終了	令和		年	月	日
特		目 談	支	援		1	新規	2	変更	3	終了	令和		年	月	B

(介給1)

介護給付費の算定に係る体制等状況一覧表

地域区分

事業所番号	2	7	1				
事 業 所 名							
サービス種類			居	宅	介	護	

異		勳	*		Ø	区		分	
1	新	規	2	変	更		3	終	7

	異	勳	年	月	日	
令和		年		月		日

	発数 〇印		Ré	当	す	<u>م</u>	体	81	*	
	OR		ax.	_=		- 0	14	- 01	-7	
特定事業所		1 なし	2	(I)	3	(11)		4 (Ⅲ)	5 (17)
福祉·介護職員処善		1 なし	2	あり						
		6 I (キャリアバス要 及び職場環境§				5		n ス要件 食要件のI		II) 及び 満たす)
キャリアパス区分 ※1		1 Ⅲ(キャリアバス要 職場環境要				3	IV (4+97	n' A要件	を満たさ	ない)
		4 Ⅳ(職場環境)	更件を追	前たさな	LV)	2	V (キャリア いずれ:	n: A要件 b満たさ		境要件
福祉・介護職員等 特定処遇改善		1 なし	2	あり						
福祉・介護職員等 特定処遇改善区分 ※ 2		1 (I)	2	(П)						
福祉·介護職員 処遇改善特別 ※3		1 なし	2	あり						
共生型サービス 対 象 区 分		1 非該当	2	該当						
地 域 生 活支 援 拠 点 等		1 非該当	2	該当						
通院等乗降介助		1 なし	2	あり						

※1「キャリアパス区分」は、福祉・介護職員処遇改善加算が「2:あり」の場合に記入

※2「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」は、福祉・介護職員処遇改善加算が「2:あり」の場合に設定する。 ※3「福祉・介護職員処遇改善的票」に「福祉・介護職員処遇改善的業務加票」の両方算定することは できません。



変更届に係る注意事項について

【訪問系事業所について】

- 訪問系の事業所で、「介護保険の訪問介護」も併せて実施している事業所で変更届を提出するとき、訪問介護だけでなく、「障害」においても変更届が必要となる場合があります。
- 変更届の様式は「訪問介護」と「障害」は異なりますので、ご 注意ください。
- サービス提供責任者の増減があった場合、利用者数等でサービス提供責任者の必要人数を判断しますので、変更届(様式第3号)の下部余白に、利用者数、従業者数、サービス提供時間数の直近3ヶ月の平均値を記載してください。



• 大阪府国民健康保険団体連合会研修について

下記URLよりご受講ください。

https://www.osakakokuhoren.jp/



ご視聴いただきありがとうございました。

